
PCB特措法改正に向けた検討状況（高濃度）

令和8年3月26日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

取りまとめられた方針と検討状況①



	PCB委員会とりまとめ (令和7年3月)	廃棄物処理制度小委員会 意見具申案	検討状況
高濃度PCB廃棄物の処理体制構築	<p>○令和7年度末のJESCO事業の終了は目前と迫っている中で、JESCO事業後の高濃度PCB廃棄物の処理体制の確保は喫緊の課題である。前処理技術が実証試験結果の評価により確立されると判断できれば、廃棄物処理法に基づく環境大臣無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加（告示改正）するとともに、無害化設備に付加する前処理技術の基準の追加を併せて行うこと等により、安全に処理されることが出来る仕組みをまずは構築する。これにより低濃度PCBと同様に民-民の処理体制に移行する。</p> <p>○小型コンデンサーが組み込まれた基板などには資源価値の高い廃棄物が多いことから、溶融技術等の適用による資源回収も同時に行う観点も含めた検討を行う。</p>	<p>○前処理技術の実証試験結果を踏まえた上で、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、無害化設備に付加する前処理技術の基準追加を行うべきである。</p>	<p>○高濃度PCB廃棄物の無害化処理認定制度の追加に関する告示改正案を本日の検討会において御説明。</p>

取りまとめられた方針と検討状況②



	PCB委員会とりまとめ (令和7年3月)	廃棄物処理制度小委員会 意見具申案	検討状況
PCB特措法の見直し (届け出制度等)	<p>○令和7年度末を持って JESCO 事業が終了することにより、5つのエリアごとの対応は新たに覚知される高濃度PCB廃棄物に適用できない。今後は、少量ずつ散発的に覚知される高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、覚知後一定期間内（3年以内）に安全かつ確実に処理することを義務付け、自治体の行政指導の対象となるように見直す。なお、処理するまでの間は、排出事業者において適正に保管がなされるようにする。</p> <p>○またこれまでPCB特措法において、大量に保管されている高濃度PCB廃棄物の確実かつ計画的な処理を進めるため、自治体によるJESCO事業での処理計画の策定や数量管理、それに伴う行政指導、行政処分・行政代執行の規定をおいてきた。しかしながら今後は、新たに覚知される少量で散発的な高濃度PCB廃棄物を新たな処理体制の下で確実に処理を進めることが重要になることから、高濃度PCB廃棄物の届出制度や保管基準の適用は堅持しつつも、使命を終えることになる計画の策定や管理業務等、自治体の事務負担を軽減する観点からの制度見直しも併せて検討する。</p>	<p>○新たに発見された高濃度PCB廃棄物（新たに発見された高濃度PCB使用製品の場合も現行の処理期限を超過しているため廃棄物とみなして取り扱う。）は、引き続きその保管や処分の状況等を、保管事業者及びその処分を行う者が都道府県知事に届け出ることとする。また、現行の処分期間、特例処分期限日等に係る規定は廃止とするが、保管事業者が高濃度PCB廃棄物に該当すると知った日から一定期間内に、自ら処分又は処分委託をすること等を義務付け、これらの対応が不十分な場合、行政指導、行政代執行、罰則の対象とすべきである。</p>	<p>○高濃度PCB廃棄物（使用中の高濃度PCB使用機器は廃棄物とみなす）の届け出の義務化を堅持</p> <p>○高濃度PCB廃棄物は廃棄物処理法に基づく保管基準に従った適正な管理の義務化を堅持</p> <p>○高濃度PCB廃棄物は政令で定める期間（5年を想定）までの処分を新たに義務付け。</p> <p>○高濃度PCB廃棄物の保管事業者（使用中の高濃度PCB使用機器の所有者も対象）に対する自治体の行政指導や行政代執行の規定を堅持</p> <p>○届け出を行わない場合や行政指導に従わない場合等は罰則の対象とする。</p>

取りまとめられた方針と検討状況③



	PCB委員会とりまとめ (令和7年3月)	廃棄物処理制度小委員会 意見具申案	検討状況
PCB特措法の見直し (計画策定)	<p>○またこれまでPCB特措法において、大量に保管されている高濃度PCB廃棄物の確実かつ計画的な処理を進めるため、自治体によるJESCO事業での処理計画の策定や数量管理、それに伴う行政指導、行政処分・行政代執行の規定をおいてきた。しかしながら今後は、新たに覚知される少量で散発的な高濃度PCB廃棄物を新たな処理体制の下で確実に処理を進めることが重要になることから、高濃度PCB廃棄物の届出制度や保管基準の適用は堅持しつつも、使命を終えることとなる計画の策定や管理業務等、自治体の事務負担を軽減する観点からの制度見直しも併せて検討する。</p> <p>○高濃度PCB廃棄物の処理実績等の情報の管理主体は通常産業廃棄物と同様に国が一元化してPCB処理に知見のある機関に委託することも考慮する。</p>	<p>○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画については、上記の制度改正を踏まえ必要な改定を行うこととすべきである。</p> <p>○都道府県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定や、PCB廃棄物の保管及び処分の状況の公表義務については、都道府県によっては高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を処理する無害化認定施設等が所在していないこと、所在量がまばらであることから、全ての都道府県等に計画策定や公表義務を求める必要性は低くなっており、自治体の事務負担軽減のためにも廃止すべきである。</p>	<p>○PCB廃棄物処理基本計画は引き続き国が策定。</p> <p>○都道府県及び政令市のPCB廃棄物処理計画の策定の廃止を検討</p>